

※ このお知らせは大田区から発信しておりますが、大田区による公式文書ではありません。ご注意ください。

2020年4月21日

大田区内居宅介護支援事業者各位

NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会
理事長 浜 洋子

通所系サービスの臨時的取扱いに伴う介護支援専門員の対応について

平素から当法人の事業運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

この度、「感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」（令和2年4月7日付厚生労働省老健局総務課認知症対策推進室ほか連名事務連絡「介護保険最新情報 Vol. 809」）により、通所系サービス事業所による電話での状態確認について介護報酬算定可能と示されました。

新型コロナウイルスが高齢者施設等においても感染が拡大する中、今後、利用者様が通所系サービス利用を自粛される場合や通所系サービス事業所が休業せざるを得ない場合が生じて、安心して心身機能を維持できるような環境を介護支援専門員は提供していく必要があります。

つきましては、介護支援専門員として、利用者支援の観点から、NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会は下記の取組みを提案いたします。

記

1 大田区通所介護事業者連絡会作成のプログラム等の活用

大田区通所介護事業者連絡会では、「自宅でできるデイサービス」を作成しました。これは、利用者様の心身機能の維持を目的としたツールです。利用者様等の意向を確認した上で、介護支援専門員は、通所系サービス事業所と連携し、大田区通所介護事業者連絡会作成のプログラム等を活用し、利用者様の心身機能の維持に努めます。大田区通所介護事業者連絡会作成のプログラム等を活用した場合、介護支援専門員は、当該通所系サービス事業所から毎週通所介護事業者連絡会作成のヒアリングシート等を受領し、書面上で状況について確認します。

2 「自宅でできるデイサービス」の問い合わせ先

自宅でできるデイサービスデイサービス事務局

株式会社ウェルモ 大岡（大田区通所介護事業者連絡会 外部委員）・井上

月曜日～金曜日 9：30～17：30

電話番号：03-6205-7309 FAX番号：03-6205-7310

この取組みは、利用者の心身機能維持を観点に、本会と大田区通所介護事業者連絡会、大田区介護保険サービス団体連絡会、大田区の意見交換のもと、大田区の高齢者等の生活を守ることを目的に臨時的な取扱いとして開始を考えております。当該通所系サービス事業所の見解も併せてケアプラン検討、作成の一助に頂けましたらと存じます。このような取組みは大田区でも推奨しております。

なお、上記取扱いにつきましては通所系サービスのみの見解で、その他サービスにつきましては、保険者、各関係団体と適宜協力し、都度対応してまいります。

お問い合わせ先：NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会

FAX：03（5755）3278